

財団法人 一志町ふれあいの森林狼谷協会
もりおがみだにきょうかい
(保安林指定み第185号)

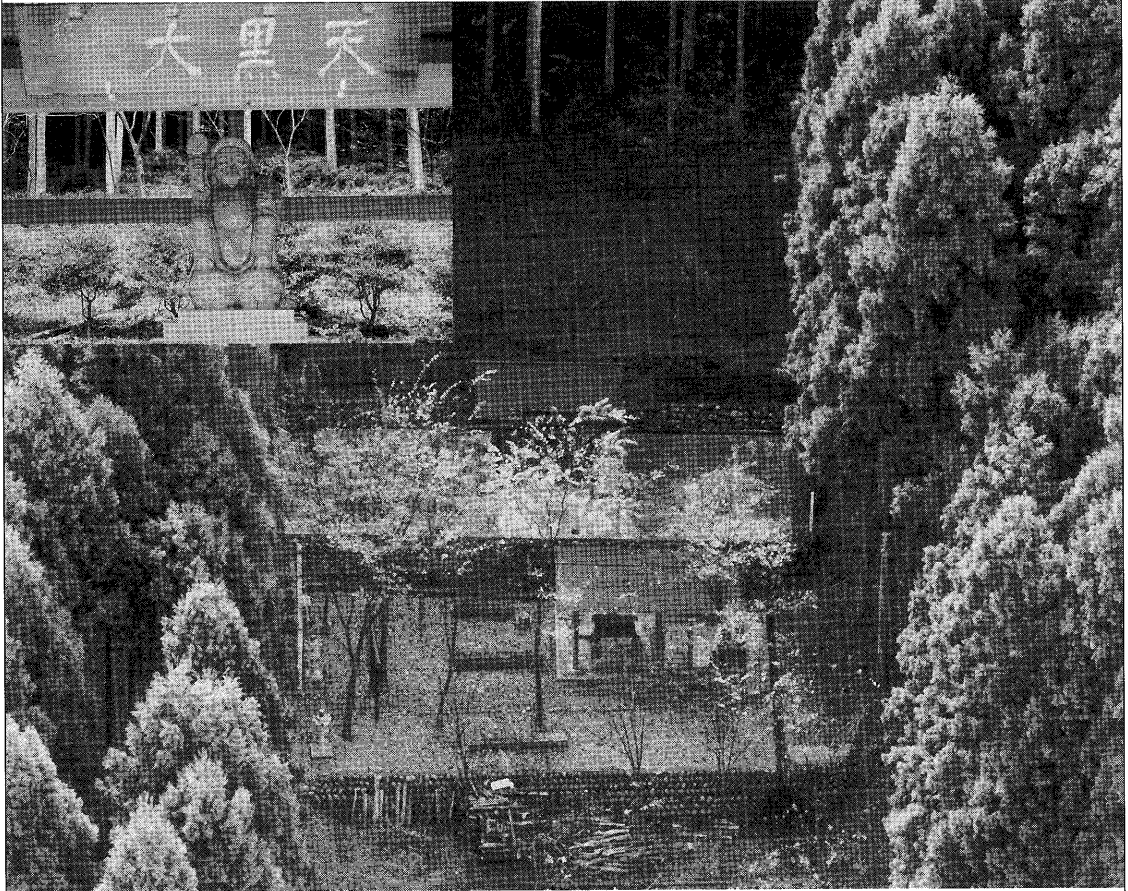
会

報

第10号

発行 平成14年11月1日

発行所 一志郡一志町大字波瀬



「狼谷大黒天」

建立の由来

財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会は、一志町農業協同組合が、創立二十周年記念事業の一環として昭和五十九年十月に取得した約一・七ヘクタールの杉、檜の二十年生山林を、組合員の心の拠り所として、これを後世に残すため平成元年一月に設立した協会である。

山林は水の源であり、水は農の源、農は命の源という思想を基本に、緑美しき狼谷の聖域に開運の神、福の神、生産の神としての農山神である「大黒天」を安置し、心の安らぎを求め、老若男女を問わず広く愛林の心を培う場となることを祈るものである。

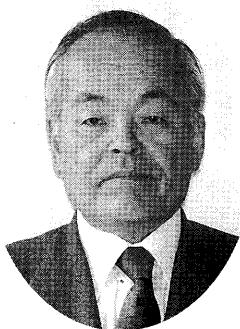
一木一草に神宿る

人間は自然との共生をめざす

●例祭は、正月元旦、十一月二十三日（勤労感謝の日）の年二回、月参日は、毎月一日です。

ごあいさつ

理事長 寺田 治



役員改選される

日頃は当協会の運営に関しまして、大変お世話になっておりますことを厚くお礼申し上げます。

このたび役員改選に当り、別記の者が夫々理事、監事、評議員に就任することになり、不肖私、理事長に再選され、引き続き重職を継ぎました。どうぞよろしくお願い申し上げます。つきましては、協会の財務状況や、事業概要等のご報告を兼ねて、ごあいさつを申し上げます。

当協会の会報は、従来毎年発行しておりましたが、諸事情から役員の改選年に発行することに変更いたしました。本年が改選年に当たりましたので発行させていただきますが、紙面の都合で十分な内容ではございませんので悪しからずご了承のほどよろしく申し上げます。

活動助成金は削減

先ず平成十三年年度の収支決算の結果は別表の通りですが、現今の金利情勢から金利は僅か五十数万円で、それに比べて支出が四百六十万円であり、差引四百余万円の支出超過となっております。運用財産の保有額は三千九百万円ほどですから、このままでは財産の喰いつぶしを待たざるを得ません。このため経費の節減は当然のことであり、十四年度は已むを得

ないとして、十五年度から経費の内、最も大きな支出となっており、最も各組織に対する活動助成金を、どうしても削減をしなければならぬ状態となりました。格別のご支援を戴いておりながら、不本意な結果となり、すことをお赦しいただきたいと存じます。

県の検査を受ける

つぎに本年三月五日に三重県の検査を受けました。その結果、種々のご指示、ご指導を頂きましたが、中でも事業のこと、助成金のこと、寄附行為（運営規則）のことなどで、改善を要するとのご指導を頂きましたので、これを重く謙虚に受け止め、実行したいと存じます。取りあえず別記のように「寄附行為」の一部変更を行い、八月七日に県知事の正式な認可を頂きました。

老人保健施設用地を取得

更に最も大きな事業として、予ねてから計画しておりました老人保健施設の取得（平成十年

(財)一志町ふれあいの森林狼谷協会の役員一覧

(平成十四年六月一日就任、任期三ヶ年)

理事長	寺田 治
副理事長	青木 克己
理事	西廣 茂
〃	(学識経験者)
〃	井田 憲二
〃	(学識経験者)
〃	庄山 郁三
〃	(学識経験者)
〃	前山 禮三
〃	(二志町長)
〃	辻原 正一
〃	(中勢森林組合理事)
〃	吉井 健次
〃	(学識経験者)
〃	池山 克己
〃	(JA三重中央理事)
〃	稲垣 守
〃	(JA三重中央理事)
〃	杉山 弘毅
〃	(JA三重中央理事)
〃	片岡 真郁
〃	(JA三重中央常務理事)

会報第七号で報告済み)でございますが、高野地内に六、六九四㎡の土地を一志町の持分十分の六、当協会の持分十分の四の割合による共有として、去る一月二十五日の理事会で決定いただき四月三十日に一志中部土地開発公社から総額二億五千万円(当協会の負担額一億円)で取得しました。

この土地を津市の社会福祉法人寿泉会(理事長柳瀬恒範氏)に無償貸与することになり一志町に於ける老人福祉の拠点として運営されることを期待しております。来々四月から「万葉の里」として運営される予定ですが、当協会もささやかながら、一志町の福祉行政に寄与できることを嬉しく思います。

さて、以上大まかに当面の主な事柄をご報告させていただきましたが、このほか、狼谷(おがみだに)に於ける農山神である「大黒天」のお守りや、杉、桧、樺の山林の管理、年金受給者の長寿祝は引き続き実施して

財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会 寄附行為 (平成十四年八月七日一部変更 三重県知事認可)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は財団法人一志町ふれあいの森林狼谷協会という。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を一志町一志町におく。

(目的)

第3条 この法人は森林が人間にとって欠くことのできない資源であり、はかり知れない恩恵を及ぼしていることに鑑み、山林を愛し、育て、守る必要性を広く啓蒙強調するとともに、地域森林の保全管理の指導的役割を果たし、林業と農業の一体化をめざし、山

林の活用による県民の健康の増進と福祉の向上をはかる事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ふれあいの森林狼谷の維持管理
- (2) 林業技術の啓蒙普及並びに研究に対する助成
- (3) 山村都市交流促進の振興に関する事業
- (4) 森林の持つ公益的機能の啓蒙普及
- (5) 農林業の一体化に関する研究並びに農林業従事者の健康と福祉の向上に関する事業

監事

篠田 弘己 (学識経験者)

中野 忠美 (JA三重中央監事)

評議員

飯田 利典

稲垣 典久

大倉 悟

平山 公三

藤岡 修

林 克明

山田 朋一

斉藤 千代和

稲垣 祐二

伊藤 邦明

長嶋 幸弘

前田 孝幸

藤井 忠幸

山崎 徹

事務局長

田中 竹次

会計主任

尾山 哲郎

(6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第五条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は基本財産および運用財産の2種とする。

2 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、事業執行上やむを得ないときは理事会において、理事現在数の4分の3以上の議決を得て、かつ三重県知事の承認を得て、その一部を処分し、又は全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は理事会の議決で定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は、国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算および決算)

第10条 この法人の収支予算は年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は年度終了後2ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の

監査を経て理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第11条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員及び事務局

(種別)

第12条 この法人に次の役員をおく。

(1) 理事：8人以上、13人以内

内 理事は理事長・副理事長各1名を互選するものとする。

(2) 監事：2人

(3) 評議員：20人以内

2 理事長はこの法人を代表し、会務を統括する。

3 副理事長は理事長を補佐し、業務を処理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときはその職務を代行する。

4 監事は民法第59条の職務を行う。

5 評議員は評議員会を組織して、理事長の諮問に応じて必

要な事項を審議する。

6 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることが出来ない。

7 理事のいずれか1名とその親族、その他特別の関係にある者の合計は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

8 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は任期満了の場合において後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員の推せん)

第14条 次の各号に掲げる団体の代表者（以下「推せん者」という。）は、その団体の役員、又は職員の中から役員候補者を理事長に推せんするものとする。

(1) 一志町

(2) 三重中央農業協同組合

(3) 中勢森林組合

2 前項の規定により推せんされた被推せん者のほか一志町長は、学識経験者を役員候補者として理事長に推せんするものとする。

3 前2項の役員候補者の推せんは、被推せん者の役職名、住所及び氏名を文書でもって、通知するものとする。

(役員の選任)

第15条 役員は前条の規定により推せんのおった被推せん者の中から評議員会において選任するものとする。ただし、評議員は理事会において選任するものとする。

(役員の役職指定)

第16条 役員は、第14条第1項に規定する団体の役員又は職員でなくなったときは、役員の職を辞任するものとする。

2 辞任した役員の後任者は、当該役員の推せん者が推せんするものとする。

(推せん団体の責務)

第17条 推せん者は、推せんし

た役員が第14条第1項に規定する団体の役員又は職員でなくなったときは、すみやかに本人の辞任届けを徴し、理事長に提出するものとする。

(解任)
第18条 役員に役員としてふさわしくない行為があつた時は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、理事会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(事務局)

第19条 この法人の事務を処理させるために、事務局を設け、必要な職員をおく。

2 職員の任免は理事長が行う。

3 職員は理事長の定めた職務に従事する。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は理事をもって構成する。ただし、監事の同席を求めることができる。

(権能)

第21条 理事会はこの寄附行為

に別に規定するもののほか次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に關する重要事項

(召集)
第22条 理事会は理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる次項を示して請求があつたときは理事長はすみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の事項及びその内容並びに日時場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第24条 理事会は理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもの

のほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)
第26条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については出席したもののみをなす。

(議事録)
第27条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人が議長とともに記名押印しなければならない。

平成13年度収支決算報告書

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	平成13年度予算額	平成13年度決算額	説 明
① 基本財産運用収入	493,000	492,700	
基本財産利息収入	(493,000)	(492,700)	定期貯金利息
② 運用財産運用収入	62,000	61,932	
運用財産利息収入	(62,000)	(61,932)	定期貯金利息 普通貯金利息
③ そ の 他	10,000	18,584	さい銭他
当 期 収 入 合 計	565,000	573,216	
前 年 度 繰 越 額	43,067,372	43,640,372	
収 入 合 計	43,632,372	43,640,588	

2. 支出の部

科 目	平成13年度予算額	平成13年度決算額	説 明
① 事 業 費	4,379,000	3,998,223	
活 動 助 成 金	(3,660,000)	(3,500,370)	農協実行組合ほか
保 全 管 理 費	(550,000)	(459,353)	例 祭 94,807 元旦祭 193,270 その他 171,276
租 税 公 課	(20,000)	(20,000)	法人県民税
什 器 備 品 費	(0)	(0)	
印 刷 製 本 費	(130,000)	(0)	
保 険 料	(19,000)	(18,500)	山林火災保険料
② 管 理 費	575,000	611,252	
役 員 報 酬	(315,000)	(315,000)	役員32名分
給 料 手 当	(80,000)	(80,000)	事務局2名
会 議 費	(130,000)	(154,981)	理事会、評議員会等
雑 費	(50,000)	(61,271)	
当 期 支 出 合 計	4,954,000	4,609,475	前年度 4,528,349
次 期 繰 越 額	38,678,372	39,031,113	定期貯金 38,000,000 普通貯金 1,031,113
支 出 合 計	43,632,372	43,640,588	

ならない。

(評議員会の構成)

第28条 評議員会は評議員をも
って構成する。

(評議員会の審議事項)

第29条 評議員会は理事長が必
要と認める事項を審議する。

(評議員会の招集)

第30条 評議員会は、必要に応
じて理事長が招集する。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、出
席した評議員の中から選出す
る。

(評議員会の定足数)

第32条 評議員会は、評議員現
在数の3分の2以上が出席し
なければ会議を開くことが出
来ない。

2 評議員会の議事は出席した
評議員の過半数で決し、可否
同数のときは議長の決すると
ころによる。

第5章 寄附行為の変更
及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は理事会
において理事現在数の4分の

3 以上の議決を経、三重県知
事の認可を得なければ変更す
ることができない。

(解散および残余財産の処分)

第34条 この法人は民法第68条
第1項第2号から第4号まで
の規定によるほか、理事会に
おいて理事現在数の4分の3
以上の同意を得、三重県知事
の認可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財
産は理事会の議決を経、三重
県知事の認可を得てこの法人
と類似の目的をもつ団体に寄
附するものとする。

第6章 補 則

(委任)

第35条 この寄附行為の施行に
ついて必要な事項は、理事会
の議決を経て別に定める。

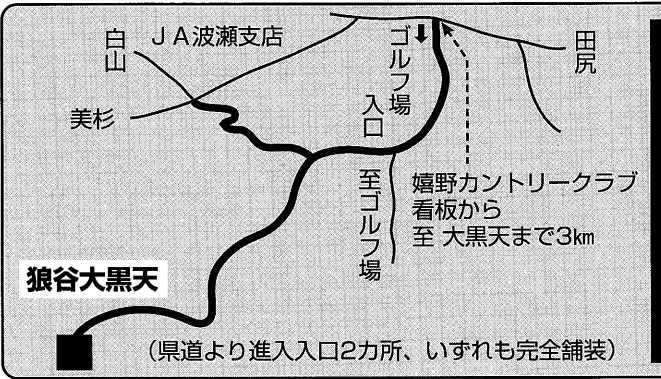
附 則

1 この法人の設立当初の役員
は第15条の規定にかかわらず、
別紙役員名簿のとおりとし、
その任期は第13条第1項の規
定にかかわらず昭和65年5月
31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び
次年度の事業計画並びに収支
予算は第10条及び第21条の規
定にかかわらず、設立者の定
めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計
年度は第11条の規定にかかわ
らず、設立認可のあった日か
ら昭和64年3月31日までとす
る。

一志町ふれあいの森林狼谷



(県道より進入入口2力所、いずれも完全舗装)

平成13年度 財産目録 (平成14年3月31日現在)

資産総額 301,223,019円

【内訳】 (一) 山 林 17,341㎡ 一志町評価額 391,906円
(取得額 5,700,000円)

(二) 基本財産 (三重中央農協定期貯金3通) 261,800,000円

(三) 運用財産 (三重中央農協定期貯金2通) 38,000,000円
(普通貯金) 1,031,113円

合計 39,031,113円

平成13年度事業報告書

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

年 月 日	事 業 内 容	
13. 4. 29	大黒天清掃	理事長・事務局
5. 8	事務局会議	正副理事長・事務局
5. 25	第25回理事会（波瀬支店2F）	
6. 2	役員・評議員草刈り	理事長他15名・事務局
7. 1	大黒天清掃	正副理事長・事務局
8. 1	一志町老人クラブ草刈奉仕作業	山本会長他24名
9. 1	大黒天清掃	理事長・事務局
9. 29	一志町農協OB会草刈奉仕作業	会長他20名
10. 31	大黒天清掃及び例祭打合せ会議	正副理事長・事務局
11. 23	例祭AM9時～評議員準備等	参列者47名
12. 14	元旦祭打合せ会議	正副理事長・事務局
12. 31	元旦祭準備	理事長・事務局他9名
14. 1. 1	元旦祭	参列者59名
1. 25	第26回理事会	理事長他14名
1. 30	大黒天清掃及び打合せ会議	正副理事長・事務局
3. 5	県監査の実施	正副理事長・篠田監事・ 事務局長
3. 29	県監査指摘事項（寄附行為変更の事前協議）	理事長
3. 30	大黒天清掃	正副理事長・事務局
4月～3月	年金友の会80歳慶祝訪問52名	理事長・JA支店長・ 次長

狼谷会報第10号に次の誤りがありましたので、お詫びして訂正致します。

正誤表

・ 7 ページ 1. 収入の部の表 8 段目 (誤) 43,640,372 → (正) 43,067,372

1. 収入の部

(単位：円)

科 目	平成13年度予算額	平成13年度決算額	説 明
① 基本財産運用収入	493,000	492,700	
基本財産利息収入	(493,000)	(492,700)	定期貯金利息
② 運用財産運用収入	62,000	61,932	
運用財産利息収入	(62,000)	(61,932)	定期貯金利息 普通貯金利息
③ そ の 他	10,000	18,584	さい銭他
当 期 収 入 合 計	565,000	573,216	
前 年 度 繰 越 額	43,067,372	43,067,372	
収 入 合 計	43,632,372	43,640,588	